

第3章

実施すべき施策および指標



**HIRAKATA Bicycle
Utilization Promotion Plan**

第3章 実施すべき施策及び指標

1. 実施すべき施策
2. 目標と指標



写真：国土交通省他

第3章 実施すべき施策及び指標

1. 実施すべき施策

(1) 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

【施策の基本方針】

コンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな移動手段を中心としたまちづくりを推進します。自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ、それにふさわしい安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し自転車利用を促進します。また、徒歩と同様に自転車を基礎的な移動手段と捉え、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる環境の創出を図ります。

【実施すべき施策】

施策1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

【措置】

① 安全で快適な自転車通行空間の整備

「大阪府自転車通行空間整備10か年計画(案)*」(参考資料7)と連携しながら「市ネットワーク計画」(参考資料1)に基づき、市内における安全で快適な自転車通行空間の整備を進める。



自転車通行空間

② 様々な交通手段との連携

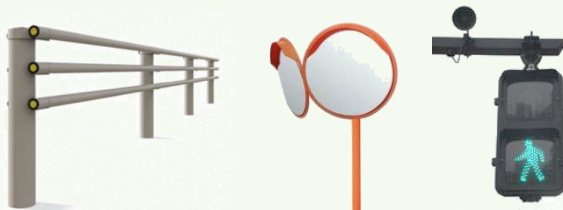
市民、公共交通事業者、交通管理者、道路管理者などで構成される交通に関する会議体(枚方市総合交通計画推進協議会など)と連携して、本市域内の自転車通行空間の安全性や快適性の改善に向けた取組みを推進する。



市ネットワーク計画

③ 交通安全施設の適切な設置、維持管理

交通の安全性と円滑な交通流を確保するため、交通安全施設の適切な設置、維持管理を図る。



交通安全施設



総合交通計画

④ マイカーに依存しない持続可能な交通社会の実現

市民等の日常生活における交通手段の利用について、鉄道やバス、自転車の利用が促進されるよう、様々な媒体を通じた広報活動を進める。

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

施策2. 違法駐車取締り等による安全な自転車通行環境の確保

【措置】

- ① **自転車通行空間上における違法駐車取り締まり**
 自転車通行空間上における違法駐車についての取り締まりを促進する。
- ② **めいわく駐車の防止事業の推進**
 枚方市めいわく駐車の防止に関する条例*に基づき、枚方市駅周辺を重点地域とし、めいわく駐車をしている人等への啓発、及び自動車駐車場への適切な案内誘導活動を引き続き実施していく。
- ③ **駐車監視員制度の活用**
 枚方市駅、樟葉駅において導入された駐車監視員*制度を活用し迷惑駐車を排除する。



めいわく駐車指導員



駐車監視員制度

施策3. 需要に応じた路外駐車場の適切な配置及び管理運営

【措置】

- ① **市営自動車駐車場の効率的な管理運営**
 市営岡東町自動車駐車場*のサービス向上と効率的な管理運営を引き続き行う。
- ② **コミュニティパーキング共通駐車券システム**
 市営及び民間駐車場が参加実施する市駅周辺コミュニティパーキング共通駐車券システム*の周知を図るとともに、効率的な運営及び参画店舗の拡大に努めることにより、枚方市駅周辺における迷惑駐車を排除する。



市営岡東町自動車駐車場

枚方市駅周辺コミュニティパーキング



市駅周辺コミュニティパーキング
共通駐車券システム

施策4. シェアサイクル*の普及促進及び市内のレンタサイクル事業の活動を支援

【措置】

- ① **シェアサイクル*の普及促進**
 国や大阪府と連携し、シェアサイクル*の普及促進に努めるとともに、市の施設におけるサイクルポート*の設置のあり方について検討を進める。
- ② **レンタサイクル事業の活動支援**
 市営牧野東自転車駐車場において市の指定管理者が現在実施しているレンタサイクル事業について、市民への周知に努めるとともにその活動を支援していく。



牧野東レンタサイクル

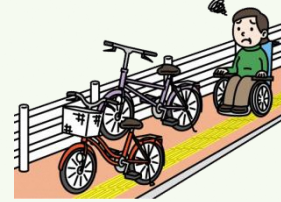
* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

施策5. 放置自転車の排除

【措置】

① 自転車放置禁止区域（参考資料4）の指定と放置防止

枚方市自転車等の放置防止に関する条例*により、市内の全鉄道駅周辺において自転車放置禁止区域を定めるとともに、その周知を図り区域内の公共の場所（道路、公園、広場、河川その他公共の用に供する場所）における放置自転車の排除を図っていく。



② 移送撤去した自転車の適正保管と再発防止

駅前放置禁止区域内の道路上に放置された自転車については、速やかに市が指定する保管場所へ移送のうえ適切に保管するとともに、所有者への返還に関しては移送保管料を徴収し再発防止に努める。



放置禁止啓発看板

③ 市営自転車駐車場の適正管理

枚方市自転車駐車場条例*により市内の全鉄道駅周辺に設置する市営自転車駐車場（20箇所）について、利用者のサービス向上を図りながら適正な管理と効率的な運営を図っていく。



枚方市駅東自転車駐車場

④ 機械式自転車駐車場*の設置

枚方市自転車等の放置防止に関する条例*等により、放置禁止区域内を中心に短時間の自転車の放置を防止するため、機械式自転車駐車場*を設置し適正な維持管理及び運営を行う。



機械式自転車駐車場（路上）

⑤ 市駅前の官民連携した放置自転車への取り組み

枚方市駅周辺の民間ビル管理者と交通事業者、交通管理者、道路管理者などの関係機関で構成する会議体（枚方市駅周辺放置自転車等に係る協議会*）の開催により、現状の放置状況の把握や対応策の検討などの情報交換を行うことにより、放置自転車対策に対する官民共同した取り組みを進める。



機械式自転車駐車場（鉄道事業者）

⑥ 鉄道事業者等の駐輪ニーズへの対応

鉄道事業者及び路線バス事業者は、旅客の利便に供するため、自ら自転車駐車場の設置に努めるものとし、鉄道事業者等は、市長から自転車等駐車場を設置するための用地の提供について要請があったときは、その提供に努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力するものとする。



自転車のリサイクル

⑦ 自転車のリサイクル

枚方市自転車等の放置防止に関する条例に基づき市が保管する自転車のうち、相当の期間を経過してもなお変換することできない自転車について、リサイクル事業者等に譲渡し修繕・修復のうえ、再び快適に利用できるよう整備し自転車のリサイクルを実施する。

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

施策 6. まちづくりと連携した取り組みの実施

【措置】

① ゾーン 30*などによる交通規制

ゾーン 30*における交通規制や道路管理者が設置するハンプ*や狭さくなどの物理的デバイスの設置等による安全対策を推進するとともに、対策実施や効果検証結果に関する情報の共有化を図る。



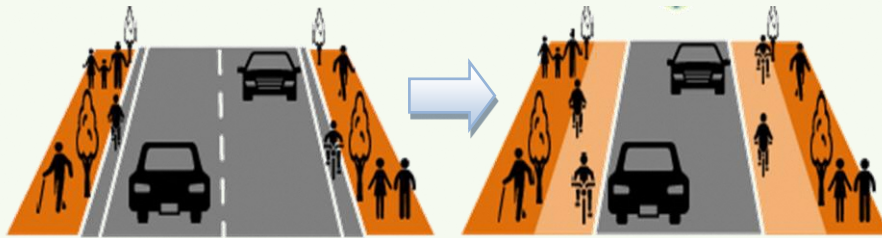
ゾーン 30



ハンプや狭さくの事例

② 道路空間の再配分*に伴う通行環境の改善

地域ニーズに応じた道路空間の再配分*に伴い、歩行者や自転車の通行環境の改善や通行空間の確保を検討整備する。



道路空間再配分のイメージ

③ 自転車でアクセスできるバス停の環境整備

主要な路線バス停留所において、利用者ニーズに応じた路上自転車駐車場の設置を検討し、自転車でアクセスできるバス停の環境整備（サイクル・アンド・バスライド*）を検討する。

④ 全国市区町村との情報収集共有化

「自転車のまちづくりを推進する全国市区町村長の会*」に参画し、各種の自転車に関するイベント情報や施策を共有し発信していく。



路上自転車駐車場



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

>>> 国・府が講ずる措置（目標1 関連） <<<

【国】

1. 地方公共団体の自転車活用推進計画の策定支援
2. 自転車通行空間の整備を推進
3. 道路構造令に「自転車車線（仮称）」を規定
4. 安全性・快適性の改善や、コスト縮減事例等を取りまとめ
5. 道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用
6. 自転車マップの作成と Web 地図の在り方について検討
7. オリンピック・パラリンピック競技大会までに、自転車通行空間の整備を推進
8. 地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進に関する広報啓発
9. 荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組
10. パーキング・メーター*等の撤去を検討
11. 自転車専用通行帯での停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討
12. 自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進
13. 駐車監視員を引き続き適切に推進
14. シェアサイクル*の普及促進のため事業規制の必要性や支援の在り方等検討
15. サイクルポート*設置の促進を図るため、路上や民有地設置の在り方検討
16. 鉄道駅等の周辺においてサイクルポート*の設置推進と案内サイン設置を要請
17. シェアサイクル*サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進
18. シェアサイクル*利用者の利便性向上を図るため交通系 IC カード運用改善を要請
19. Web 経路検索の対象となるようシェアサイクル*関連情報の定型化検討
20. サイクルポート*の高密度化、駅等の拠点における貸出自転車の重点配備
21. 地方公共団体と鉄道事業者の連携による地域の駐輪ニーズの検討
22. 鉄道駅等周辺の駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組みについてのとりまとめ
23. 駐車場の設置について鉄道事業者の積極的な協力を求めていく
24. 業界団体によるサイクルラック*に関する技術基準の見直し
25. 全国で統一的な運用が可能な IC タグの導入について社会実験
26. IoT*共通基盤技術の研究開発
27. 情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策について調査・研究
28. 地方公共団体の自転車活用推進への技術的な支援
29. ゾーン 30*や狭さく設置等ハードとソフト両面から交通安全対策と事例まとめ
30. 無電柱化普及するためのマニュアルの周知や研修等を実施

【大阪府】

1. 府内市町村による自転車活用推進計画の策定を促進
2. 府内市町村による自転車ネットワーク計画の策定を促進
3. 大阪府自転車通行空間 10 か年整備計画（案）に基づく自転車通行空間の整備
4. 交通安全施設の適切な設置、維持管理
5. 二酸化炭素の排出量を減らすための自転車の利用促進についてホームページに掲載
6. パーキング・メーター*等の撤去
7. 停車帯の設置の促進又は駐停車禁止の規制の実施を検討
8. 自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車について積極的に取締り推進
9. 駐車監視員を引き続き適切に推進
10. 生活道路における通過交通の抑制などの取組を実施
11. ゾーン 30*、ハンプ*や狭さくなど物理的デバイスの設置等による交通安全対策推進

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

(2) 目標2 活力ある健康長寿社会の実現と サイクルスポーツ等の振興

【施策の基本方針】

生活習慣病を予防し、いつまでも健康に暮らすことができる健康長寿社会の実現に向け、日常の運動量の増加や底上げを図るとともに、青少年の体力の向上や市民の余暇の充実が図られ、多くの人がサイクルスポーツ*を楽しむなど、健康志向とまちづくりが連携していくよう自転車の活用推進を図る。

施策7. 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツ*の振興を推進

【措置】

① サイクルスポーツ*の振興を推進

サイクルスポーツ*を身近で感じ、慣れ親しめるよう、国・府をはじめ関係機関・団体等と連携し情報の共有と参加の促進を図る。

施策8. 健康づくりに関する広報啓発を推進

【措置】

① 健康増進等の情報発信

自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する知見、医科学的効果に関する調査・研究などの情報の共有化を図る。



② ゾーン30*などによる交通規制 (6-①の再掲)

ゾーン30*における交通規制や道路管理者が設置するハンプ*や狭さくなどの物理的デバイスの設置等による安全対策を推進するとともに、対策実施や効果検証結果に関する情報の共有化を図る。

③ 道路空間の再配分*に伴う通行環境の改善 (6-②の再掲)

地域ニーズに応じた道路空間の再配分*に伴い、歩行者や自転車の通行環境の改善や通行空間の確保を検討整備する。

施策9. 企業等への呼びかけ等による自転車通勤の促進

【措置】

① 国のプロジェクトのPR

企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、国の「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（仮称）を企業等にPRするなど、自転車通勤の促進を図る。

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

≫≫ 国・府が講ずる措置（目標2関連） ≪≪

【国】

1. 国際規格に合致した競技施設の整備に支援の在り方を検討
2. サイクルスポーツ*に慣れ親しめるよう既設競輪場を活用や公園等の有効活用を促進
3. 障害の有無にかかわらず走行環境の在り方等について検討
4. タンDEM自転車*の公道走行について検討
5. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進
6. 自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報の働きかけ
7. 地域のスポーツクラブ等における自転車活用の好事例の情報収集及び情報発信
8. 地方公共団体の自転車活用推進への技術的な支援
9. ゾーン30*や狭さく設置等ハードとソフト両面から交通安全対策と事例まとめ
10. 無電柱化を普及するためのマニュアルの周知や研修等を実施
11. 自転車通勤導入手引きの作成、通勤における自転車利用拡大のための広報啓発
12. 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（仮称）を創設
13. 国の機関における駐輪場整備とシェアサイクル*用サイクルポート*設置協力

【大阪府】

1. 府営公園にある既存施設等を活かし、競技大会の誘致
2. ウォーキングやサイクリング等の健康づくり活動に関する広報啓発
3. 「なみはやスポーツネット」にサイクリングイベントを掲載
4. ゾーン30*、ハンP*や狭さくなど物理的デバイスの設置等による交通安全対策推進
5. 国の「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（仮称）を府内企業等にPR



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

(3) 目標3 サイクリング環境が整った観光魅力の向上

【施策の基本方針】

自転車に乗ることそのものを楽しむとともに地域を巡り、沿線の魅力に親しみながら回遊することのできる都市づくりを目指し、自転車を活用したまちの活性化を図る。このため、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から整ったサイクリング環境の創出を目指す。

【実施すべき施策】

施策10. サイクリング環境の充実

【措置】

① 北河内自転車道（サイクルライン）の活用

鶴見緑地を起点とし、淀川・穂谷川の河川敷及び第二京阪道路を利用した延長45.5kmの周遊自転車道「北河内自転車道（サイクルライン）」（参考資料5）を活用し、文化や水・緑との自然にふれあう機会を広げるとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。



北河内自転車道（穂谷川）

施策11. 観光情報等の発信と自転車活用の融合

【措置】

① 文化・観光情報を掲載した市内サイクルマップの作成検討

市内の観光名所や見どころなど、枚方市の文化・観光に関するさまざまな情報を掲載したサイクルマップの作成などを検討する。

② 広域サイクルルートにおける関係機関との連携強化

みずとみどりと歴史に触れながら、楽しく走れる広域的なサイクルルートを想定した「大阪北部サイクリングマップ」（参考資料7）の作成等にあたり、国や関連自治体、企業等と連携し、地域の観光スポットをはじめとする様々な情報を提供していく。



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

≫≫ 国・府が講ずる措置（目標3関連） ‹‹

【国】

1. 自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討
2. 国際的なサイクリング大会開催に国としての支援の在り方に関し検討
3. 太平洋岸自転車道等（銚子市～和歌山市）など世界に誇るサイクリングロード整備
4. 農道や臨港道路及び河川管理者等からなるサイクリングロード横断的協議機関の設置
5. インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成
6. サイクルトレイン*、サイクルバス*の実施について検討促進
7. 道の駅や鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入サービスの充実要請

【大阪府】

1. 既存の大規模自転車道を活かした広域的な自転車通行環境の充実
2. 関西各地のサイクルルートを連携する社会実験等の実施
3. 市町村や地域の団体等が連携して進めるサイクルルートの整備を支援



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

(4) 目標4 自転車事故のない安全で安心なまちの実現

【施策の基本方針】

自転車利用者は交通ルールを遵守し、自己の安全性確保と歩行者へ思いやりを持った行動が求められており、歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解しあい、相互に尊重しあつた安全で安心な交通環境を目指しながら自転車事故ゼロの社会を目指す。このため、自転車に関する交通ルールの周知やマナー学習などの安全教育を推進することにより交通事故の削減を図る。また、災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車の有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

【実施すべき施策】

施策12. 安全性の高い自転車の普及と点検整備

【措置】

① 安全性の高い製品の普及と点検整備の大切さの広報啓発

国や大阪府と連携し、自転車が備えるべき安全に関する品質基準等について分かりやすく示すとともに、自転車利用者自身による日常点検と定期的な整備の大切さなど、安全な利用に向けた広報啓発活動を行う。

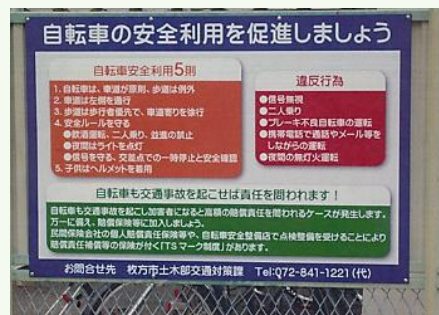


施策13. 自転車の安全利用促進と利用者に対する指導・取締りの重点実施

【措置】

① 自転車安全利用五則*の活用等による通行ルールの周知

「自転車安全利用五則」*のポスター等を民間団体等に配布する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。



自転車安全利用五則

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

② 交通安全意識向上を図る広報啓発

自転車の安全利用について、市民等の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動*においては、枚方市駅周辺交通安全運動啓発パレード、幼稚園児等による安全運転宣言、駅前での啓発物品の配布、自転車等の街頭安全点検と啓発、高齢者の自転車交通安全教室、自転車マナーアップキャンペーン等を行うとともに、様々な機会を通して街頭啓発、ポスター貼付等の広報啓発を進める。



交通安全啓発パレード



園児等による安全運転宣言



駅前での啓発物品の配布



自転車等の街頭安全点検と啓発



高齢者の自転車交通安全教室



自転車マナーアップキャンペーン

③ ヘルメット着用の啓発と

自転車損害賠償保険等の加入促進

様々なイベントを活用して、高齢者をはじめ通勤通学時などの自転車利用時におけるヘルメット着用を促進させるとともに、平成28年4月に施行された大阪府自転車条例*による自転車保険の加入義務化の周知を図る。



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

④ **自転車運転者講習制度*の運用と交通安全に関する指導技術の向上**

一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を図るとともに、交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を実施し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。

⑤ **高齢者向けの安全教室の実施**

地域の要望に応じて高齢者交通安全教室を随時開催するとともに、全国交通安全運動の時期にあわせて高齢者の自転車交通安全教室（自動車教習所の教習コースを使用した実走行学習）を実施する。

⑥ **自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの周知**

自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等についての記載したチラシを配布する等、地域住民への周知を図る。

⑦ **自転車指導啓発重点路線（参考資料6）における重点的な取締りの実施**

自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を重点的に行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。

⑧ **リヤカー牽引自転車への交通ルールの周知徹底**

リヤカーを牽引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを行う。



リヤカー牽引

⑨ **地域交通安全活動推進委員*等による指導啓発活動の推進**

地域交通安全活動推進委員*（道路交通法）、民間交通指導員（枚方市交通対策協議会）、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等において、交通安全にかかる指導啓発活動を推進する。

⑩ **高年者交通安全リーダー制度*と交通安全功労者表彰*による意識向上**

交通安全思想の普及や安全教育の実施などを目的とし、各校区から組織される「枚方市交通対策協議会」（会長；枚方市長）における「高年者交通安全リーダー」*の認証と研修会の実施により、また地域における交通事故防止活動に対する貢献・功績者を「功労者表彰」することなどにより、地域住民自らが交通安全意識の向上を図っていく。



高年者交通安全リーダーの認証



功労者表彰

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

施策 14. 学校等における交通安全教育の推進

【措置】

① 交通安全教室の開催

市内の幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう交通安全教室等を開催し、交通安全の意識を推進していく。



交通安全教室

② スケアードストレート*交通安全教室の実施

市内の中学生を対象にスタントマンによる自転車とクルマの衝突事故等を再現した交通安全教育を進める。



スケアードストレート*

③ 交通安全子供自転車大会*への参加

自転車走行をチェックする技能走行テストなどを競い合い、小さい頃から交通安全の知識やマナーを身に付け習慣化するとともに、交通事故の防止に寄与する全国的な交通安全子供自転車大会に参加する。



交通安全子供自転車大会*

④ 通学路周辺の安全点検の実施

教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路交通安全プログラム*の充実を図る。



施策 15. 災害時における自転車活用の推進

【措置】

① 災害時における有効な自転車利用の推進

国による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討結果を踏まえ、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用について検討する。

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

>>> 国・府が講ずる措置（目標4関連） <<<

【国】

1. JISをベースとしたSG基準やBAAとの関係の在り方について検討
2. 事故情報等の収集、商品テストなどより自転車の安全な利用に向けた広報啓発
3. 自転車の積載制限の見直しを検討するよう都道府県警察に働きかけ
4. 自転車技士や自転車安全整備士の資格試験支援、広報啓発
5. 自転車技士や自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減
6. 「自転車安全利用五則」を活用した通行ルール等の周知
7. 自転車の安全利用を全国交通安全運動における実施要綱の推進項目に盛り込む
8. 通勤・通学時を始めとしヘルメット着用の促進に向けた広報啓発
9. 違反行為反復者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用
10. ボランティア講習会等を開催、交通安全に関する指導技術を向上
11. シミュレーター*を活用した高齢者向けの交通安全教室
12. 各行政職員に対してのルール周知を図るとともに遵守について指導を徹底
13. 路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育
14. 民間企業等のニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援
15. 自転車指導啓発重点地区・路線を選定し悪質・危険な違反に対して検挙
16. リヤカー牽引自転車は歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底
17. 警察による交通違反に対する指導取締り
18. 都道府県に対し交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援
19. 小中高校生を対象とし海外の効果的な交通安全教育の実践
20. 自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を関係機関へ周知
21. （目標1の1～7を再掲）
22. 大規模災害発生時における自転車活用について位置づける
23. 全国の国道事務所等に自転車を配備し危機管理体制を強化

【大阪府】

1. 「自転車安全利用五則」を活用し自転車の通行ルール等の周知
2. 全国交通安全運動における実施要綱の推進項目に盛り込む
3. 自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発
4. 自転車運転者講習制度の周知及び適切な運用
5. 自転車条例普及推進員等に対する講習会等を開催し指導技術を向上
6. 自転車シミュレーター*を活用し実践的・体験型の安全啓発を実施
7. 府職員に対する自転車通行ルール等の周知
8. 教員等による効果的な交通安全教育の実施に必要な支援を引き続き実施
9. 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に積極的な交通指導取締り
10. リヤカー牽引自転車に対しての交通ルールを引き続き周知
11. 関係機関や交通安全推進団体等と連携し効果的な交通安全教育・広報啓発活動推進
12. 国の委託をうけ学校安全教室推進事業交通安全教室を開催した職員の交通安全教育
13. 府内学校園担当教職員を対象とする交通安全教室を実施
14. 大阪府通学路安全推進会議を設置し通学路交通安全プログラムの充実を図る
15. 消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を実施
16. 自転車の積載制限について見直し検討
17. 大規模災害発生時における自転車活用について位置づける
18. 災害発生時、職員が参集する際の自転車活用
19. 大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）に基づく自転車通行空間の整備
20. 交通安全施設の適切な設置維持管理

* 印の語句は巻末に用語説明をしています。

2. 目標と指標

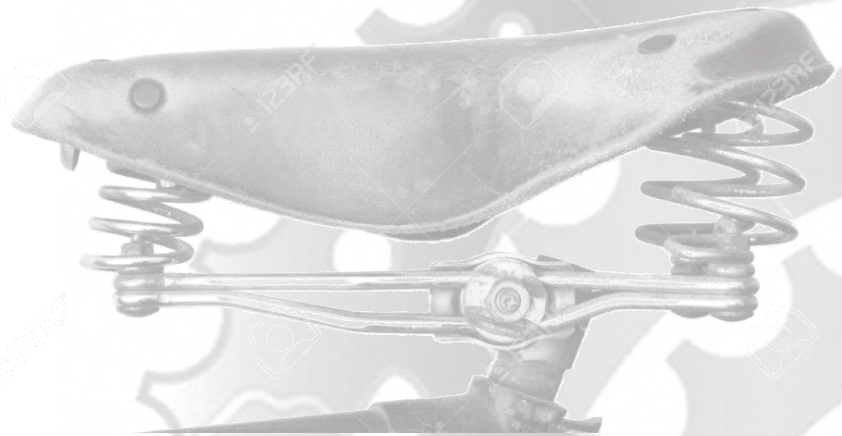
目標別の各施策についての指標を以下のように設定します。

表 3-1 各目標別の指標

施策内容	指標と目標
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
コンパクトな都市形成に向け、徒歩と同様に自転車を基礎的な移動手段と捉え、公共交通との機能分担と連携を図り、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる都市環境の形成に向けて、「自転車通行空間の整備延長」を今後も引き続き着実に伸ばしていくことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人や自転車に優しい都市環境が以前より整ってきたと感じるか (市民意識) ◇ 自転車通行空間の市道整備延長 基準: 4.8km(2018年度) 目標: 13.0km(2026年度) (実態調査より)
目標2 活力ある健康長寿社会の実現とサイクリングスポーツ等の振興	
健康志向とまちづくりが連携しながら、生活習慣病を予防し、いつまでも健康に暮らせる健康長寿社会の実現に向けた様々な取り組みを進めるなかで、自転車の活用推進が大きく期待されています。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 健康のため以前より自転車利用をする機会が増えたか (市民意識) ◇ 運動習慣者の割合(20~64歳) 基準: 11.8%(2018年度) 目標: 22.4%(2023年度) (枚方市健康増進計画より)
目標3 サイクリング環境が整った観光魅力の向上	
自転車に乗ることそのものを楽しむとともに地域を巡り、沿線の魅力に親しみながら回遊することのできる都市づくりを目指し、自転車を活用したまちの活性化や観光資源の発掘など新たな魅力発見を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サイクリング環境が以前より整っていると感じるか (市民意識)
目標4 自転車事故のない安全で安心なまちの実現	
自転車利用者は交通ルールを遵守し、自己の安全性確保と歩行者へ思いやりを持った行動を確認しながら、社会全体として安全で安心な交通環境を目指し自転車事故ゼロの社会を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自転車利用環境に関し以前より安全性は高まったか (市民意識) ◇ 自転車関連事故件数 基準: 312件(2018年) 目標: 250件以下(2022年) (大阪府交通白書より)



* 印の語句は巻末に用語説明をしています。



写真：国土交通省他